

(平成22年2月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	51 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	46 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	13 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から40年9月まで

私たち夫婦が国民年金に加入した昭和40年10月ごろに、金額は不明であるが、夫と一緒に国民年金保険料を一括して納付した。申立期間が未納となっているので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月から同年9月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、同年9月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、このころ国民年金に加入したものと推認できる。

また、申立人及びその夫が国民年金に加入した上記の時点では、当該期間は現年度納付が可能である上、国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の夫は、当該期間が納付済みとなっていることがオンライン記録により確認できることから、申立人の当該期間についても保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和37年3月から40年3月までについて、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、当該期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が行われていた時期ではない上、保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫についても、38年8月から40年3月までの保険料は未納である。

また、申立人又はその夫が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から52年3月まで  
② 昭和56年3月

私は、申立期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付し、その後は、納税組合の集金人に納付してきた。申立期間の納付記録を調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を昭和56年3月2日に納付したことを示す「昭和55年度国民年金保険料納入通知書兼領収書」を所持している上、特殊台帳及びA県B郡C町が保管する国民年金被保険者名簿においても納付済みとなっていることが確認できる。

また、特殊台帳では、申立人が昭和56年3月31日に国民年金任意被保険者資格を喪失したとされているが、上記のとおり、同年3月2日に申立期間の保険料が納付済みであることが確認できることから、国民年金法（旧法）附則第6条の2の規定に基づき、申立人は申立期間において被保険者資格が継続しているものとみられる上、同特殊台帳には還付された記録も無いことから、行政側の事務処理に不備があったものと考えられる。

一方、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年5月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿で確認できることから、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間の保険料を納付するには特例

納付によることとなるが、申立期間直前の 48 年 9 月から 49 年 9 月までは 56 年 6 月に特例納付したことが特殊台帳及び C 町が保管する国民年金被保険者名簿において確認できるものの、申立期間については保険料の納付が確認できない。

なお、申立人は国民年金に加入した時点から 60 歳まで国民年金保険料を納付したとしても国民年金老齢基礎年金の受給資格（300 か月）を得ることができなかつたため、上記のように特例納付した結果、合算対象期間を含めて 304 か月の期間を満たしていることが確認できる。

また、申立人又はその夫が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年8月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から39年3月まで

私は、区役所に勤めていた義妹に勧められて国民年金に加入し、夫の国民年金保険料と一緒に納付していた。家計が苦しくなり、申立期間後は保険料を納付できなくなったが、それまでは集金人に納付し、「国民年金領収 A区役所」と書かれた12か月分の領収印が押せる用紙に押印してもらっていた。たった4か月のみ納付で申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年8月から37年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、36年9月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った上記の時点で、当該期間の国民年金保険料は、現年度保険料として納付が可能である上、オンライン記録から、申立人及びその夫は、昭和36年4月から同年7月までの保険料が納付済みであり、特殊台帳の記録からも、納付月は不明であるものの、4か月分納付していることが確認できるが、上記のとおり、同年9月に国民年金に加入しながら4か月分しか納付しなかったとは考え難いことを踏まえると、申立人は、現年度保険料として当該期間の保険料も納付したも

のとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までについて、申立人は、申立人の夫の国民年金保険料と一緒に集金人に納付し、「国民年金領収 A区役所」と記載された用紙に押印してもらったと主張している。

しかしながら、B市A区における当時の国民年金保険料領収方法は、国民年金手帳に印紙を貼付し<sup>ちょうふ</sup>検認の押印をする方法であった上、申立人が、一緒に保険料を納付したとする申立人の夫については、当該期間は未納であることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人又はその夫が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年8月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 40 年 3 月までの期間、44 年 1 月及び 48 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月から 40 年 3 月まで  
② 昭和 44 年 1 月  
③ 昭和 48 年 3 月

亡くなった母親が、私の国民年金加入手続をしてくれ、両親の国民年金保険料に併せ、申立期間の保険料を集金人に納付してくれていた。申立期間③については妻が納付していたと思う。申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①は 10 か月、申立期間②及び③はそれぞれ 1 か月と、いずれも短期間であるとともに、申立人については、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の両親については、昭和 36 年 4 月から 60 歳になるまで保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 12 月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、A 市では、加入手続の際、納付可能な過年度保険料についても納付書を作成し、納付勧奨を行う



のが通例であった上、申立人の両親については 37 年 10 月ごろ国民年金に加入した際、昭和 36 年度について、過年度納付していることが確認できることから、申立人の母親が、同様に納付書により申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②について、申立人と同居し、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親及び父親は、保険料を納付していることがオンライン記録で確認できる上、申立期間③について、申立人の妻は昭和 48 年 4 月 9 日に申立期間を含む同年 1 月から同年 3 月までの保険料を納付していることが、所持する国民年金手帳で確認できたことから、平成 21 年 4 月 17 日に未納扱いとなっていた昭和 48 年 1 月及び同年 2 月について記録追加されていることを踏まえると、申立人の母親又はその妻が申立期間の保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年9月まで

申立期間の国民年金については、亡くなった父親が加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金については、申立人の父親が加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足前の昭和36年3月にいち早く、同居していたとする申立人の長兄夫婦及び次兄夫婦と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人の父親は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立人の長兄夫婦及び次兄夫婦は申立期間の保険料を納付済みであることが確認できる。

さらに、申立人が婚姻に伴い、昭和36年10月1日に強制被保険者資格を喪失していることが特殊台帳に記載されていることが確認できることから、この手続に併せ申立期間の国民年金保険料を納付したものとみても不

自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年11月及び18年1月について、その主張する標準報酬月額（給与支給額）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立期間のうち平成17年11月及び18年1月は標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成17年11月及び18年1月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月1日から18年8月31日まで  
申立期間について、私の給与から控除されている厚生年金保険料とオンライン記録における標準報酬月額とを比べると、オンライン記録が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録における標準報酬月額では、申立期間のうち、平成17年11月及び18年1月は、標準報酬月額について26万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与明細書及び事業主が保管している賃金台帳により、当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であるこ

とから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書及び事業主が保管している賃金台帳により、申立期間のうち平成17年11月及び18年1月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る平成17年11月及び18年1月の保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社A（現在は株式会社B）の事業主は、30万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を支払ったとしているが、社会保険事務所（当時）において保管している平成17年度健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届をみると、当該事業主がオンラインに記録されており標準報酬月額を26万円として申立人に係る上記月額変更届を提出したことが確認できるため、社会保険事務所は、当時、上記月額変更届に基づいた標準報酬月額26万円に基づく保険料を納入告知しており、17年11月及び18年1月の給与明細書及び当該明細書記載の保険料控除額から認められる28万円の標準報酬月額に見合う保険料については納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（標準報酬月額26万円と28万円とのそれぞれに見合った保険料額の差額）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成17年11月及び18年1月を除く期間（平成17年9月及び同年10月、同年12月、18年2月から同年8月まで）については、申立人が所持している給与明細書及び事業主が保管している賃金台帳から、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より高い額であることが認められるが、同じく給与明細書及び賃金台帳によれば、申立人に支給された報酬月額はそれぞれオンラインに記録されている標準報酬月額の範囲内であることから、記録の訂正は行わない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち平成7年12月から8年8月までの標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から9年3月31日まで

被保険者記録照会回答票によると、有限会社Aの勤務期間における標準報酬月額が実際の給与額より低く届け出られていることが分かった。当該期間の標準報酬月額は9万8,000円となっているが、実際には30万円程度の給与を受け取っていた。申立期間について標準報酬月額の訂正を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁（当時）の記録によると、申立期間のうち平成7年12月から8年8月までの期間における申立人の標準報酬月額は、当初30万円と記録されていたところ、有限会社Aが適用事業所でなくなった8年9月30日の後の同年10月22日付けで、7年12月1日にさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間に有限会社Aにおいて被保険者記録のある者は、申立人以外には代表取締役と同僚の2人のみであるが、この2人の標準報酬月額も、申立人と同様に、平成7年12月1日にさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、社会保険事務や経理には一切関与しておらず、標準報酬月額を引き下げられていた事実については全く知らなかったと述べており、当該元代表取締役は、社会保険事務に関しては自分が担当しており、

申立期間における標準報酬月額を引き下げについては、保険料の滞納があったために社会保険事務所と協議の上行ったが、申立人は標準報酬月額を引き下げられていた事実については知らないはずである旨を回答していることから、申立人は標準報酬月額の訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成7年12月から8年8月の期間において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち平成8年9月から9年3月までの期間については、雇用保険の加入記録及び元同僚の供述により、申立人が有限会社Aに勤務していた事実は確認できるものの、同社は8年9月30日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主に照会しても、申立期間当時の賃金台帳等の資料が保管されておらず、同年9月以降における厚生年金保険料の控除については不明である旨の回答をしている。

また、元同僚も資格喪失日以後は国民健康保険に加入するよう事業主から指示があった旨を供述していることから、給与からの厚生年金保険料控除の事実について確認できない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち平成8年9月から9年3月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社本社における資格喪失日に係る記録を昭和33年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立期間②について、事業主は、申立人が昭和33年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、34年1月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については9,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月29日から同年5月1日まで  
② 昭和33年5月1日から34年1月1日まで

申立期間①について、A株式会社の本社に昭和33年3月15日に入社し、同年4月の終わりごろ、同社B支店に転勤となり、34年1月1日に再度、本社にて資格取得するまでの間、継続して勤務していたがオンライン記録ではその間の1か月が未加入となっているのはおかしいので、A株式会社を代理人として厚生年金保険の加入記録の訂正を求める。

申立期間②について、上記の事情により転勤後、A株式会社B支店に昭和33年5月1日から34年1月1日まで勤務したが、オンライン記録ではその間が未加入期間となっているので厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。



### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主から提出された従業員名簿（人事記録）及び事業主の供述から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和33年5月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和33年3月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、オンライン記録では、申立人の加入記録は無いが、事業主から提出された従業員名簿（人事記録）、同社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書、同資格喪失確認通知書及びA株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、事業主は、申立人がA株式会社B支店において、昭和33年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、34年1月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間におけるA株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社本社における資格喪失日に係る記録を昭和33年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月29日から同年5月1日まで

A株式会社の本社に昭和33年3月15日に入社し、同年4月の終わりが、同社B支店に転勤となり、34年1月1日に再度本社にて資格取得するまでの間、継続して勤務していたがオンライン記録では申立期間の1か月が未加入となっているのはおかしいので、A株式会社を代理人として厚生年金保険の記録の訂正を求める。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された従業員名簿（人事記録）及び事業主の供述から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和33年5月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本社における昭和33年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざ

るを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社本社における資格喪失日に係る記録を昭和33年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月29日から同年5月1日まで

A株式会社の本社に昭和33年3月15日に入社し、同年4月の終わりが、同社B支店に転勤となり、34年1月1日に再度本社にて資格取得するまでの間、継続して勤務していたがオンライン記録では申立期間の1か月が未加入となっているのはおかしいので、A株式会社を代理人として厚生年金保険の記録の訂正を求める。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された従業員名簿（人事記録）及び事業主の供述から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和33年5月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本社における昭和33年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざる

るを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社本社における資格喪失日に係る記録を昭和33年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月29日から同年5月1日まで

A株式会社の本社に昭和33年3月15日に入社し、同年4月の終わりが、同社B支店に転勤となり、34年1月1日に再度本社にて資格取得するまでの間、継続して勤務していたがオンライン記録では申立期間の1か月が未加入となっているのはおかしいので、A株式会社を代理人として厚生年金保険の記録の訂正を求める。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された従業員名簿（人事記録）及び事業主の供述から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和33年5月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本社における昭和33年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざる

るを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社本社における資格喪失日に係る記録を昭和33年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月29日から同年5月1日まで

A株式会社の本社に昭和33年3月15日に入社し、同年4月の終わりごろ、同社B支店に転勤となり、34年1月1日に再度本社にて資格取得するまでの間、継続して勤務していたがオンライン記録では申立期間の1か月が未加入となっているのはおかしいので、A株式会社を代理人として厚生年金保険の記録の訂正を求める。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された従業員名簿（人事記録）及び事業主の供述から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和33年5月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本社における昭和33年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざ



るを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A(現在は、株式会社B)C支店における資格取得日に係る記録を昭和44年5月30日に訂正し、申立期間に係る同年5月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月30日から同年6月5日まで  
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和44年5月の厚生年金保険の加入記録が無い。

私は、昭和44年5月30日付けで、株式会社AのD支店から同社C支店に異動しており、この期間について厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの後継事業所である株式会社Bが提出した申立人に係る在籍証明書から判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務し(昭和44年5月30日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年6月の株式会社AのC支店に係る社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年9月3日）及び資格取得日（昭和27年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年9月3日から27年5月1日まで  
昭和25年1月6日から27年9月5日まで引き続いて勤務していたが途中退職したことが無いにもかかわらず、26年9月3日から27年5月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので調査の上、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録ではA株式会社において、昭和25年1月6日に厚生年金保険の資格を取得し、26年9月3日に資格を喪失後、27年5月1日に同社において再度資格を取得しており、26年9月から27年4月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A株式会社に申立期間中に勤務していた複数の元同僚は「申立人は、自分が入社した時は既に仕事をしていた。」と回答している上、これらの元同僚の回答から、申立人が申立期間において、継続して勤務していたことが認められる。また、当該同僚は、当該事業所において業務内容及び勤務形態の変更は無かったこと、及び、申立期間においても仕事の内容は同じであったことを供述しており、当該複数の元同僚はいずれも申立期

間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和26年8月の社会保険事務所(当時)の記録から3,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年9月から27年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年5月22日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行い、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、21年3月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年5月22日から21年3月1日まで

私は、昭和19年1月7日にA県で建設中のB株式会社C製作所（現在は、D株式会社E製作所）の要員として採用され、同社のF市の工場で研修を受けた後、同年5月22日にA県に戻り、技手の研修を受け、同年7月1日に開所した同社C製作所で技手として現場技師の補佐役の仕事を行っていた。60年5月にB株式会社を退職したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の昭和19年5月22日から21年3月1日までの厚生年金保険被保険者記録は無いが、現存する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、19年1月7日にB株式会社G研究所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月22日に転勤により資格喪失し、同日付けで同社C製作所において資格取得しており、標準報酬月額は60円、資格期間は22か月と記載されている。また、同台帳には、22か月後に当たる21年3月1日に再度資格取得し、

標準報酬月額が80円と記載されているが、これは、同社H製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人が21年3月1日に同社同製作所において資格取得し、標準報酬月額が80円である記録と一致している。

また、申立人の所持する昭和39年12月1日付けのB株式会社における永年勤続満20ヶ年の表彰状から、申立人が19年1月7日から同社に継続して勤務していることが推認できる。

さらに、申立人が申立期間において勤務したと主張するB株式会社C製作所において申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元同僚の供述から、申立人は、申立期間において同社同製作所に継続して勤務していたことが推認できる。

他方、B株式会社C製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、社会保険事務所において保管されておらず、確認することができない上、社会保険事務所は、同社同製作所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿が保管されていない原因は不明と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、同僚の供述及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における申立期間前後の申立人の記録状況から判断して、事業主は、申立人が昭和19年5月22日に被保険者資格を取得し、21年3月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、現存する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から、60円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB本部における資格取得日を昭和54年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月15日から同年11月16日まで  
私は昭和50年11月17日に株式会社A（現在は、C株式会社）に入社してから58年9月16日に退職するまで継続して勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、D支社からE支社に転勤したときの厚生年金保険の加入記録が1か月途切れている。厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述及びC株式会社が保管する申立人の履歴書並びに雇用保険の記録により、申立人が株式会社Aに継続して勤務（昭和54年10月15日に同社F本部から同社B本部に異動）していたことが認められる。

また、C株式会社に照会したところ、「申立期間当時、雇用保険加入者は、同時に厚生年金保険・健康保険に加入していたので、転勤前も転勤後も継続して加入し、保険料も控除していたと思われる。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB本



部における昭和 54 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業主は、「申立てどおりの届出を行ったと思われる。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月30日は108万6,000円、同年12月10日は97万6,000円、16年6月30日は102万円、同年12月10日は111万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年6月30日  
④ 平成16年12月10日

財団法人Aによると、過去の経理状況について確認をしたところ、平成15年6月、同年12月、16年6月、同年12月の賞与に関する社会保険料が未納であることが判明した。未納となっている保険料の被保険者負担分は、賞与から控除しており、被保険者賞与支払届は21年10月19日に提出し受理されている。

## 第3 委員会の判断の理由

財団法人Aから提出された平成15年6月30日、同年12月10日、16年6月30日、同年12月10日の賞与分職員給与支払額（控除額）集計明細書及び申立人が所持している期末勤勉給与支給明細書から、申立人は、15年

6月30日は108万6,000円、同年12月10日は97万6,000円、16年6月30日は102万円、同年12月10日は111万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月30日は64万6,000円、同年12月10日は59万2,000円、16年6月30日は60万9,000円、同年12月10日は68万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年6月30日  
④ 平成16年12月10日

財団法人Aによると、過去の経理状況について確認をしたところ、平成15年6月、同年12月、16年6月、同年12月の賞与に関する社会保険料が未納であることが判明した。未納となっている保険料の被保険者負担分は、賞与から控除しており、被保険者賞与支払届は21年10月19日に提出し受理されている。

## 第3 委員会の判断の理由

財団法人Aから提出された平成15年6月30日、同年12月10日、16年6月30日、同年12月10日の賞与分職員給与支払額（控除額）集計明細書から、申立人は、15年6月30日は64万6,000円、同年12月10日は59

万2,000円、16年6月30日は60万9,000円、同年12月10日は68万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月30日は93万6,000円、同年12月10日は84万円、16年6月30日は87万3,000円、同年12月10日は95万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年6月30日  
④ 平成16年12月10日

財団法人Aによると、過去の経理状況について確認をしたところ、平成15年6月、同年12月、16年6月、同年12月の賞与に関する社会保険料が未納であることが判明した。未納となっている保険料の被保険者負担分は、賞与から控除しており、被保険者賞与支払届は21年10月19日に提出し受理されている。

## 第3 委員会の判断の理由

財団法人Aから提出された平成15年6月30日、同年12月10日、16年6月30日、同年12月10日の賞与分職員給与支払額（控除額）集計明細書から、申立人は、15年6月30日は93万6,000円、同年12月10日は84

万円、16年6月30日は87万3,000円、同年12月10日は95万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月30日は91万9,000円、同年12月10日は84万2,000円、16年6月30日は86万5,000円、同年12月10日は96万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年6月30日  
④ 平成16年12月10日

財団法人Aによると、過去の経理状況について確認をしたところ、平成15年6月、同年12月、16年6月、同年12月の賞与に関する社会保険料が未納であることが判明した。未納となっている保険料の被保険者負担分は、賞与から控除しており、被保険者賞与支払届は21年10月19日に提出し受理されている。

## 第3 委員会の判断の理由

財団法人Aから提出された平成15年6月30日、同年12月10日、16年6月30日、同年12月10日の賞与分職員給与支払額（控除額）集計明細書から、申立人は、15年6月30日は91万9,000円、同年12月10日は84



万2,000円、16年6月30日は86万5,000円、同年12月10日は96万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月30日は106万2,000円、同年12月10日は95万5,000円、16年6月30日は100万2,000円、同年12月10日は109万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年6月30日  
④ 平成16年12月10日

財団法人Aによると、過去の経理状況について確認をしたところ、平成15年6月、同年12月、16年6月、同年12月の賞与に関する社会保険料が未納であることが判明した。未納となっている保険料の被保険者負担分は、賞与から控除しており、被保険者賞与支払届は21年10月19日に提出し受理されている。

## 第3 委員会の判断の理由

財団法人Aから提出された平成15年6月30日、同年12月10日、16年6月30日、同年12月10日の賞与分職員給与支払額（控除額）集計明細書

から、申立人は、15年6月30日は106万2,000円、同年12月10日は95万5,000円、16年6月30日は100万2,000円、同年12月10日は109万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月30日は111万8,000円、同年12月10日は100万5,000円、16年6月30日は104万6,000円、同年12月10日は114万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年6月30日  
④ 平成16年12月10日

財団法人Aによると、過去の経理状況について確認をしたところ、平成15年6月、同年12月、16年6月、同年12月の賞与に関する社会保険料が未納であることが判明した。未納となっている保険料の被保険者負担分は、賞与から控除しており、被保険者賞与支払届は21年10月19日に提出し受理されている。

## 第3 委員会の判断の理由

財団法人Aから提出された平成15年6月30日、同年12月10日、16年6月30日、同年12月10日の賞与分職員給与支払額（控除額）集計明細書

から、申立人は、15年6月30日は111万8,000円、同年12月10日は100万5,000円、16年6月30日は104万6,000円、同年12月10日は114万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月30日は83万6,000円、同年12月10日は76万8,000円、16年6月30日は78万9,000円、同年12月10日は88万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年6月30日  
④ 平成16年12月10日

財団法人Aによると、過去の経理状況について確認をしたところ、平成15年6月、同年12月、16年6月、同年12月の賞与に関する社会保険料が未納であることが判明した。未納となっている保険料の被保険者負担分は、賞与から控除しており、被保険者賞与支払届は21年10月19日に提出し受理されている。

## 第3 委員会の判断の理由

財団法人Aから提出された平成15年6月30日、同年12月10日、16年6月30日、同年12月10日の賞与分職員給与支払額（控除額）集計明細書から、申立人は、15年6月30日は83万6,000円、同年12月10日は76

万8,000円、16年6月30日は78万9,000円、同年12月10日は88万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月30日は74万9,000円、同年12月10日は67万3,000円、16年6月30日は71万2,000円、同年12月10日は78万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年6月30日  
④ 平成16年12月10日

財団法人Aによると、過去の経理状況について確認をしたところ、平成15年6月、同年12月、16年6月、同年12月の賞与に関する社会保険料が未納であることが判明した。未納となっている保険料の被保険者負担分は、賞与から控除しており、被保険者賞与支払届は21年10月19日に提出し受理されている。

## 第3 委員会の判断の理由

財団法人Aから提出された平成15年6月30日、同年12月10日、16年6月30日、同年12月10日の賞与分職員給与支払額（控除額）集計明細書から、申立人は、15年6月30日は74万9,000円、同年12月10日は67



万3,000円、16年6月30日は71万2,000円、同年12月10日は78万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月30日は91万2,000円、同年12月10日は83万6,000円、16年6月30日は87万円、同年12月10日は97万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年6月30日  
④ 平成16年12月10日

財団法人Aによると、過去の経理状況について確認をしたところ、平成15年6月、同年12月、16年6月、同年12月の賞与に関する社会保険料が未納であることが判明した。未納となっている保険料の被保険者負担分は、賞与から控除しており、被保険者賞与支払届は21年10月19日に提出し受理されている。

## 第3 委員会の判断の理由

財団法人Aから提出された平成15年6月30日、同年12月10日、16年6月30日、同年12月10日の賞与分職員給与支払額（控除額）集計明細書から、申立人は、15年6月30日は91万2,000円、同年12月10日は83

万 6,000 円、16 年 6 月 30 日は 87 万円、同年 12 月 10 日は 97 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月19日、17年12月15日、18年7月14日及び同年12月14日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を15年12月19日は45万円、17年12月15日は45万8,000円、18年7月14日は30万8,000円、同年12月14日は46万3,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成18年4月14日について、その主張する標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成17年12月15日  
③ 平成18年4月14日  
④ 平成18年7月14日  
⑤ 平成18年12月14日

申立期間①、②、③、④及び⑤において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われた

ものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間①は45万円、申立期間②は45万8,000円、申立期間④は31万8,000円及び申立期間⑤は46万3,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間①、②、③、④及び⑤に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

申立期間③が届け出られていないことについて、当該事業所の総務担当者は「申立期間③において支給した賞与については、申立期間④と合算して届出を行った。」と回答している。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、申立期間①を45万円、申立期間②を45万8,000円、申立期間③を1万円、申立期間④を30万8,000円、申立期間⑤を46万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月3日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月19日

申立期間において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間は45万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、申立期間を45万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月3日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月19日、17年12月15日、18年7月14日及び同年12月14日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を15年12月19日は65万円、17年12月15日は76万1,000円、18年7月14日は67万1,000円、同年12月14日は76万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成17年12月15日  
③ 平成18年7月14日  
④ 平成18年12月14日

申立期間①、②、③及び④において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、



事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成 21 年 8 月 3 日付けで、申立期間①は 65 万円、申立期間②は 76 万 1,000 円、申立期間③は 67 万 1,000 円及び申立期間④は 76 万 6,000 円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間①、②、③及び④に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、申立期間①を 65 万円、申立期間②を 76 万 1,000 円、申立期間③を 67 万 1,000 円、申立期間④を 76 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月 3 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の A 株式会社における標準賞与額に係る記録を 38 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 19 日

申立期間において、A 株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成 21 年 8 月 3 日付けで、申立期間は 38 万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、38万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月 3 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月19日及び17年12月15日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を15年12月19日は38万円、17年12月15日は39万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成17年12月15日

申立期間①及び②において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間①は38万円、申立期間②は39万5,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効に

より消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間①及び②に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、申立期間①を 38 万円、申立期間②を 39 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月 3 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月19日、17年12月15日、18年7月14日及び同年12月14日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を15年12月19日は37万円、17年12月15日は38万8,000円、18年7月14日は30万2,000円、同年12月14日は39万5,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成18年4月14日について、その主張する標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成17年12月15日  
③ 平成18年4月14日  
④ 平成18年7月14日  
⑤ 平成18年12月14日

申立期間①、②、③、④及び⑤において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われた

ものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間①は37万円、申立期間②は38万8,000円、申立期間④は31万3,000円及び申立期間⑤は39万5,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間①、②、③、④及び⑤に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

申立期間③が届け出られていないことについて、当該事業所の総務担当者は「申立期間③において支給した賞与については、申立期間④と合算して届出を行った。」と回答している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、申立期間①を37万円、申立期間②を38万8,000円、申立期間③を1万円、申立期間④を30万2,000円、申立期間⑤を39万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月3日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月19日、17年12月15日、18年7月14日及び同年12月14日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を15年12月19日は28万2,000円、17年12月15日は36万7,000円、18年7月14日は28万5,000円、同年12月14日は37万5,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成18年4月14日について、その主張する標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成17年12月15日  
③ 平成18年4月14日  
④ 平成18年7月14日  
⑤ 平成18年12月14日

申立期間①、②、③、④及び⑤において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われた



ものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間①は28万2,000円、申立期間②は36万7,000円、申立期間④は29万6,000円及び申立期間⑤は37万5,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間①、②、③、④及び⑤に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

申立期間③が届け出られていないことについて、当該事業所の総務担当者は「申立期間③において支給した賞与については、申立期間④と合算して届出を行った。」と回答している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、申立期間①を28万2,000円、申立期間②を36万7,000円、申立期間③を1万円、申立期間④を28万5,000円、申立期間⑤を37万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月3日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月19日、17年12月15日、18年7月14日及び同年12月14日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を15年12月19日は33万円、17年12月15日は36万円、18年7月14日は27万4,000円、同年12月14日は36万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成18年4月14日について、その主張する標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成17年12月15日  
③ 平成18年4月14日  
④ 平成18年7月14日  
⑤ 平成18年12月14日

申立期間①、②、③、④及び⑤において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われた

ものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間①は33万円、申立期間②は36万円、申立期間④は28万5,000円及び申立期間⑤は36万8,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間①、②、③、④及び⑤に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

申立期間③が届け出られていないことについて、当該事業所の総務担当者は「申立期間③において支給した賞与については、申立期間④と合算して届出を行った。」と回答している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、申立期間①を33万円、申立期間②を36万円、申立期間③を1万円、申立期間④を27万4,000円、申立期間⑤を36万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月3日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月19日、17年12月15日、18年7月14日及び同年12月14日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を15年12月19日は33万円、17年12月15日は36万円、18年7月14日は27万4,000円、同年12月14日は36万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成18年4月14日について、その主張する標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成17年12月15日  
③ 平成18年4月14日  
④ 平成18年7月14日  
⑤ 平成18年12月14日

申立期間①、②、③、④及び⑤において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われた

ものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間①は33万円、申立期間②は36万円、申立期間④は28万5,000円及び申立期間⑤は36万8,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間①、②、③、④及び⑤に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

申立期間③が届け出られていないことについて、当該事業所の総務担当者は「申立期間③において支給した賞与については、申立期間④と合算して届出を行った。」と回答している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、申立期間①を33万円、申立期間②を36万円、申立期間③を1万円、申立期間④を27万4,000円、申立期間⑤を36万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月3日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月19日、17年12月15日、18年7月14日及び同年12月14日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を15年12月19日は38万円、17年12月15日は39万5,000円、18年7月14日は30万2,000円、同年12月14日は40万1,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成18年4月14日について、その主張する標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成17年12月15日  
③ 平成18年4月14日  
④ 平成18年7月14日  
⑤ 平成18年12月14日

申立期間①、②、③、④及び⑤において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われた

ものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間①は38万円、申立期間②は39万5,000円、申立期間④は31万3,000円及び申立期間⑤は40万1,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間①、②、③、④及び⑤に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

申立期間③が届け出られていないことについて、当該事業所の総務担当者は「申立期間③において支給した賞与については、申立期間④と合算して届出を行った。」と回答している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、申立期間①を38万円、申立期間②を39万5,000円、申立期間③を1万円、申立期間④を30万2,000円、申立期間⑤を40万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月3日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月19日、17年12月15日、18年7月14日及び同年12月14日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を15年12月19日は32万円、17年12月15日は35万3,000円、18年7月14日は27万円、同年12月14日は36万2,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成18年4月14日について、その主張する標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成17年12月15日  
③ 平成18年4月14日  
④ 平成18年7月14日  
⑤ 平成18年12月14日

申立期間①、②、③、④及び⑤において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われた



ものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間①は32万円、申立期間②は35万3,000円、申立期間④は28万円及び申立期間⑤は36万2,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間①、②、③、④及び⑤に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

申立期間③が届け出られていないことについて、当該事業所の総務担当者は「申立期間③において支給した賞与については、申立期間④と合算して届出を行った。」と回答している。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、申立期間①を32万円、申立期間②を35万3,000円、申立期間③を1万円、申立期間④を27万円、申立期間⑤を36万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月3日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月19日、17年12月15日、18年7月14日及び同年12月14日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を15年12月19日は30万円、17年12月15日は43万4,000円、18年7月14日は40万円、同年12月14日は46万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成18年4月14日について、その主張する標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成17年12月15日  
③ 平成18年4月14日  
④ 平成18年7月14日  
⑤ 平成18年12月14日

申立期間①、②、③、④及び⑤において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われた

ものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間①は30万円、申立期間②は43万4,000円、申立期間④は41万円及び申立期間⑤は46万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間①、②、③、④及び⑤に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

申立期間③が届け出られていないことについて、当該事業所の総務担当者は「申立期間③において支給した賞与については、申立期間④と合算して届出を行った。」と回答している。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、申立期間①を30万円、申立期間②を43万4,000円、申立期間③を1万円、申立期間④を40万円、申立期間⑤を46万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月3日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を29万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月19日

申立期間において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間は29万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、29万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月 3 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月19日、17年12月15日、18年7月14日及び同年12月14日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を15年12月19日は28万円、17年12月15日は32万5,000円、18年7月14日は24万8,000円、同年12月14日は33万5,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成18年4月14日について、その主張する標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成17年12月15日  
③ 平成18年4月14日  
④ 平成18年7月14日  
⑤ 平成18年12月14日

申立期間①、②、③、④及び⑤において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われた

ものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間①は28万円、申立期間②は32万5,000円、申立期間④は25万8,000円及び申立期間⑤は33万5,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間①、②、③、④及び⑤に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

申立期間③が届け出られていないことについて、当該事業所の総務担当者は「申立期間③において支給した賞与については、申立期間④と合算して届出を行った。」と回答している。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、申立期間①を28万円、申立期間②を32万5,000円、申立期間③を1万円、申立期間④を24万8,000円、申立期間⑤を33万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月3日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月19日、17年12月15日、18年7月14日及び同年12月14日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を15年12月19日は28万円、17年12月15日は32万5,000円、18年7月14日は24万8,000円、同年12月14日は33万5,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成18年4月14日について、その主張する標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成17年12月15日  
③ 平成18年4月14日  
④ 平成18年7月14日  
⑤ 平成18年12月14日

申立期間①、②、③、④及び⑤において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われた



ものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間①は28万円、申立期間②は32万5,000円、申立期間④は25万8,000円及び申立期間⑤は33万5,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間①、②、③、④及び⑤に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

申立期間③が届け出られていないことについて、当該事業所の総務担当者は「申立期間③において支給した賞与については、申立期間④と合算して届出を行った。」と回答している。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、申立期間①を28万円、申立期間②を32万5,000円、申立期間③を1万円、申立期間④を24万8,000円、申立期間⑤を33万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月3日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月19日、17年12月15日、18年7月14日及び同年12月14日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を15年12月19日は27万円、17年12月15日は31万8,000円、18年7月14日は24万2,000円、同年12月14日は32万9,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成18年4月14日について、その主張する標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成17年12月15日  
③ 平成18年4月14日  
④ 平成18年7月14日  
⑤ 平成18年12月14日

申立期間①、②、③、④及び⑤において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われた

ものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間①は27万円、申立期間②は31万8,000円、申立期間④は25万2,000円及び申立期間⑤は32万9,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間①、②、③、④及び⑤に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

申立期間③が届け出られていないことについて、当該事業所の総務担当者は「申立期間③において支給した賞与については、申立期間④と合算して届出を行った。」と回答している。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、申立期間①を27万円、申立期間②を31万8,000円、申立期間③を1万円、申立期間④を24万2,000円、申立期間⑤を32万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月3日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月19日、17年12月15日、18年7月14日及び同年12月14日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を15年12月19日は26万円、17年12月15日は31万1,000円、18年7月14日は24万2,000円、同年12月14日は32万2,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成18年4月14日について、その主張する標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成17年12月15日  
③ 平成18年4月14日  
④ 平成18年7月14日  
⑤ 平成18年12月14日

申立期間①、②、③、④及び⑤において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われた

ものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間①は26万円、申立期間②は31万1,000円、申立期間④は25万2,000円及び申立期間⑤は32万2,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間①、②、③、④及び⑤に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

申立期間③が届け出られていないことについて、当該事業所の総務担当者は「申立期間③において支給した賞与については、申立期間④と合算して届出を行った。」と回答している。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、申立期間①を26万円、申立期間②を31万1,000円、申立期間③を1万円、申立期間④を24万2,000円、申立期間⑤を32万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月3日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月19日、17年12月15日、18年7月14日及び同年12月14日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を15年12月19日は40万円、17年12月15日は54万8,000円、18年7月14日は66万1,000円、同年12月14日は72万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成17年12月15日  
③ 平成18年7月14日  
④ 平成18年12月14日

申立期間①、②、③及び④において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、

事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成 21 年 8 月 3 日付けで、申立期間①は 40 万円、申立期間②は 54 万 8,000 円、申立期間③は 66 万 1,000 円及び申立期間④は 72 万 8,000 円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間①、②、③及び④に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、申立期間①を 40 万円、申立期間②を 54 万 8,000 円、申立期間③を 66 万 1,000 円、申立期間④を 72 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月 3 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月19日

申立期間において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間は15万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。



これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、15万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月 3 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月19日

申立期間において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間は11万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、11万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月3日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月19日

申立期間において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間は7万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、7万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月 3 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月19日、17年12月15日、18年7月14日及び同年12月14日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を15年12月19日は1万円、17年12月15日は21万4,000円、18年7月14日は20万8,000円、同年12月14日は25万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成18年4月14日について、その主張する標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日  
② 平成17年12月15日  
③ 平成18年4月14日  
④ 平成18年7月14日  
⑤ 平成18年12月14日

申立期間①、②、③、④及び⑤において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われた

ものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間①は1万円、申立期間②は21万4,000円、申立期間④は21万8,000円及び申立期間⑤は25万8,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間①、②、③、④及び⑤に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

申立期間③が届け出られていないことについて、当該事業所の総務担当者は「申立期間③において支給した賞与については、申立期間④と合算して届出を行った。」と回答している。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、申立期間①を1万円、申立期間②を21万4,000円、申立期間③を1万円、申立期間④を20万8,000円、申立期間⑤を25万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月3日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成17年12月15日、18年7月14日及び同年12月14日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を17年12月15日は8万円、18年7月14日は20万8,000円、同年12月14日は21万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成18年4月14日について、その主張する標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日  
② 平成18年4月14日  
③ 平成18年7月14日  
④ 平成18年12月14日

申立期間①、②、③及び④において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。



### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間①は8万円、申立期間③及び④は21万8,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間①、②、③及び④に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

申立期間②が届け出られていないことについて、当該事業所の総務担当者は「申立期間②において支給した賞与については、申立期間③と合算して届出を行った。」と回答している。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、申立期間①を8万円、申立期間②を1万円、申立期間③を20万8,000円、申立期間④を21万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月3日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成17年12月15日、18年7月14日及び同年12月14日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を17年12月15日は10万円、18年7月14日は19万3,000円、同年12月14日は26万9,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成18年4月14日について、その主張する標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日  
② 平成18年4月14日  
③ 平成18年7月14日  
④ 平成18年12月14日

申立期間①、②、③及び④において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間①は10万円、申立期間③は20万3,000円及び申立期間④は26万9,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間①、②、③及び④に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる。

申立期間②が届け出られていないことについて、当該事業所の総務担当者は「申立期間②において支給した賞与については、申立期間③と合算して届出を行った。」と回答している。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、申立期間①を10万円、申立期間②を1万円、申立期間③を19万3,000円、申立期間④を26万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月3日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

申立期間において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間は7万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、7万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月 3 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における標準賞与額に係る記録を26万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月14日

申立期間において、A株式会社勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所（当時）に対する訂正の申出により、平成21年8月3日付けで、申立期間は26万3,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

これに対し、A株式会社から提出された申立人に係る一時金計算書の記録から、申立期間に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該一時金計算書の記録から、26万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月3日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から55年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から55年5月まで

私の国民年金は、昭和53年3月に結婚した際、妻がA区役所で加入手続を行い、国民年金保険料は、納付書で妻が私の分も一緒に、毎月、納付していたことを記憶している。妻の保険料だけを納付し、私の分を納付しないとでは考えられないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月に婚姻した際、申立人の妻がB市A区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、毎月、申立人の妻が納付書で、自身の分と一緒に、納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間当時、申立人が居住していたB市では、申立人の国民年金被保険者名簿は作成されていないことが確認できる上、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、平成3年1月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立人が所持する年金手帳においても「初めて被保険者となった日」は2年11月21日(C市)と記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができなかつたものとみるのが相当である。

また、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人



について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から平成10年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和52年12月から平成10年6月まで

私は、昭和52年に会社を退職した際に、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、元妻が納付してくれていた。納付の記録が無いのは納付できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年に会社を退職した際に、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人の元妻が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は払い出された形跡が見当たらず、これはオンライン記録とも一致する上、申立人の年金記録は、平成9年1月1日に導入された基礎年金番号で管理されており、申立内容とは符合しない。

また、申立人の元妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から53年9月まで

私は、結婚をしたころ国民年金に加入していなかったため、昭和53年10月ごろ、夫が社会保険事務所（当時）で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を何十万円か一括して社会保険事務所で納付した。申立期間について未納になっていることに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が申立期間の国民年金保険料を、昭和53年10月ごろに何十万円か一括して、社会保険事務所で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年11月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、申立人の国民年金被保険者資格は、所持する年金手帳において「初めて被保険者となった日」が同年10月21日とされており、同日に任意の資格で国民年金に加入したとのオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料をさかのぼって納付することはできなかったものとみるのが相当である。

また、申立人は、A市が昭和51年度以降の国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいても「登載なし」とされ、同市では、申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったことが確認できる。

さらに、申立人の夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和39年\*月\*日に亡くなった実父が生前に、私の国民年金はA市で加入していると言っていたので、父親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市において、申立人の実父が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年7月にB市C区において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって保険料を納付したとの主張も無い。

さらに、申立人又はその実父若しくは申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人が申立期間当時に居住していたA市に係る国民年金

手帳記号番号払出簿を確認するとともに、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から50年3月まで

私は、自営業を始めた昭和48年9月ごろに国民健康保険と国民年金の加入手続きを行い、集金人に国民年金保険料を妻と一緒に納付してきた。申立期間の納付記録を調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めて自営業を始めた昭和48年9月ごろに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を集金人に妻と一緒に納付してきたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により昭和50年9月に払い出されていることが確認できるのに対し、申立人の妻は、同手帳記号番号払出簿により54年5月に払い出されていることが確認できることから、申立期間の保険料を一緒に納付したとする申立内容とは符合しない。

また、申立人が、国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付によることになるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人又はその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から41年3月まで

私は、昭和37年8月に勤務先を退職後、同年10月ごろに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は夫と二人分を集金人に納付していた。申立期間について、夫は納付済みであるのに、私だけが未納となっていることは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年10月ごろに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は申立人の夫の分と一緒に集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出される必要があり、同手帳記号番号払出簿により申立人の夫の同手帳記号番号は昭和36年9月に払い出されているが、申立人の同手帳記号番号は41年9月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点までは、申立期間は未加入期間であり、申立人の夫と一緒に保険料を納付していたとする申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人又はその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から55年9月まで

私は、昭和57年11月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った際、まとめて国民年金保険料を納付すれば、満額の年金が支給されるとの説明を受けた。10回から12回に分割して納付書により納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納になっているので、改めて調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所で国民年金の加入手続を行った際、申立期間の国民年金保険料を納付すれば、満額の年金の受給資格を得ることができるとの説明を受けたため、10回から12回に分割して納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の被保険者の記録により、昭和57年11月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人は、申立期間直後の昭和55年10月から57年3月までの期間及び57年8月から58年3月までの期間については、国民年金保険料を58年1月6日から同年10月20日まで11回に分割し過年度納付している

ことが特殊台帳により確認できる上、申立人は、国民年金に加入した時点から 60 歳まで保険料を納付しても国民年金の老齢基礎年金受給資格を得ることができないため、このように過年度納付したものと推認されることから、申立人は、このことと誤認している可能性もうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年2月まで

私は、昭和52年ごろ、夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料については、妻が二人分納付してきた。申立期間の保険料については、夫婦二人分をA郵便局で納付した。

申立期間について、妻の分は納付済みとされているが、申立期間は未納となっており、納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、妻が自身の分と一緒に郵便局で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、昭和51年4月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、このころ国民年金に加入したものと推認でき、国民年金に加入した時点で、申立人は、国民年金の老齢基礎年金の受給資格(25年)を得るためには33か月不足していたことから、第3回目の特例納付が実施されていた53年12月5日に、36年4月から38年12月までの33か月分の保険料について特例納付していることが領収済通知書及び特殊台帳から確認できる上、仮に、特例納付の納付書が発行された時点で、申立人が申立期間の保険料を納付していた場合、受給資格期間の不足分は22か月となることから、申立人は、申立期間の保険料を納付し

ていなかったものとみるのが相当である。

また、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 1570 (事案 945 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和36年2月の婚姻時からA市B区に居住し、申立期間の国民年金保険料は、集金人に納付していたことを鮮明に記憶している。

また、申立期間の国民年金保険料については、義母も一緒に納付していたので再申立てする。

### 第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人夫婦は、A市B区に居住していた昭和36年4月から国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人夫婦の所持する国民年金手帳には、夫婦共に、「昭和39年3月18日発行」と記載されており、同日に同年3月の保険料が納付されていることが確認でき、申立人夫婦は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の保険料は一部が時効により納付できない期間となり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付により納付することとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人からも申立期間について、さかのぼって納付したとの主張は無いこと、ii) 申立人夫婦は、昭和36年4月から38年の夏ごろまで国民年金保険料を、当時居住していたA市B区において、集金人に納付していたと主張しているが、申立人夫婦が所持する領収証書から、37年4月から38年1月までの保険料を39年5月28日に、38年2月から39年2月までの保険料を40年3月12日に、それぞれ過年度納付したことが確認でき、集金人は過年度保険料を取り扱えないため、申立内容は不自然であ

ることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、再申立てにおいて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたことを鮮明に覚えているとしているが、上記のとおり、申立人が国民年金に加入した昭和 39 年 3 月時点では、申立期間の保険料は国庫金であるため、集金人に納付することはできない上、申立期間の保険料について、申立人の義母も一緒に納付していたともしているが、義母は明治 38 年\*月生まれであるため国民年金への加入資格は無く、申立内容とは符合しないことから、再申立内容は当委員会の当初の決定に基づく年金記録を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 京都国民年金 事案 1571 (事案 1149 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から46年3月まで

私の国民年金については、昭和38年に義父の勧めにより、義父が加入手続を行ってくれた。また、A市の国民健康保険加入状況についての回答書及び義姉の国民年金保険料の納付状況のメモを入手したので再申立てする。

### 第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立人が20歳となった昭和38年\*月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は46年9月に婚姻後の氏名で払い出されていることから、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認でき、この時点では、申立期間の一部は時効により納付することができず、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無いこと、ii) 申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年6月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和38年に、申立人の義父の勧めにより、義父が申立人の国民年金加入手続を行ったとして再申立てを行っている。

しかしながら、上述のとおり、国民年金保険料を納付するには、国民年

金手帳記号番号が払い出されていることが必要であり、申立人の夫の同手帳記号番号は、昭和36年2月に払い出されているのに対し、申立人については、婚姻後の46年9月に、「B」姓で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人が所持している国民年金手帳もB姓で同年8月19日に発行されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認され、申立期間は、この時点まで、国民年金の未加入期間であり、申立人の夫と一緒に申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に関する新たな資料として、申立人が昭和40年12月13日からA市の国民健康保険に加入していることが記録された「A市国民健康保険加入状況」及び申立人の義姉の51年3月以降の国民年金保険料納付状況に係るメモを提出しているが、国民健康保険に加入していたことをもって制度の異なる国民年金に加入していたものと考えすることはできない上、申立人の義姉のメモに記載された期間と申立期間には重複した期間が無く、いずれの資料も、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる資料とは認め難く、再申立内容は当委員会の当初の決定に基づく年金記録を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月27日から同年4月15日まで

私は、昭和33年3月27日から有限会社Aに勤務したのに、社会保険事務所(当時)に照会したところ、厚生年金保険被保険者記録が1か月空白となっているとの回答を受けたので、再調査の上、申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から申立人が申立期間において有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかし、事業所関係者に照会したところ、事業所は既に倒産し、事業主も亡くなっているため関連資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を控除したかについては何も分からない旨の供述をしている。

また、申立人が申立期間に勤務していたことを記憶している同僚に照会したが、申立期間における厚生年金保険の適用について事実を確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は同僚(現在の妻)と同時に勤務していたが、当該同僚の業務内容は事務職であると供述しており、申立人と同じ販売の業務であった他の同僚は昭和29年9月から33年1月まで勤務しているが、当該同僚が厚生年金保険に初めて加入したのは、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった30年11月1日より後の31年7月であり、すべての従業員が必ずしも入社した日から厚生年金保険に加入していたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 6 月 1 日から 10 年 4 月 1 日まで  
② 平成 20 年 3 月 25 日から同年 9 月 10 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①の 22 か月間及び申立期間②の 6 か月間について未加入となっていることが分かった。この間は両方とも有限会社 A に正社員として勤務していた時期で、厚生年金保険が未加入期間となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

有限会社 A からの回答書及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間①及び②において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、有限会社 A に照会したところ、申立期間①及び②において、申立人はアルバイトとしての勤務であったが、当該事業所においてはアルバイトについては、厚生年金保険の加入手続は行っていない旨の回答であった。

また、当該事業所が保管する申立期間①及び②における申立人の給与計算書によると、社会保険料の控除欄は無く、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

申立期間①について、申立人は、「申立後、当該事業所より呼び出しを受け当該事業所に出向いた際、当該事業所の顧問社会保険労務士立ち会いのもと、代表取締役から申立期間当時の給与計算書を見せられ、正社員用の社会保険料

の控除欄がある給与計算書ではなく、アルバイト用の同控除欄が無い給与計算書である旨の説明を受け、申立期間当時においては、自分はアルバイトであったことを了解した。」と述べている。

また、当該事業所が保管する賃金台帳には、申立人の入社年月日が平成 10 年 4 月 1 日と記載されておりオンライン記録と一致している。

さらに、同僚に照会したが、申立人が申立期間において正社員として勤務していた旨の供述は得られなかった上、申立人は、「オンライン記録がある平成 7 年 12 月から 8 年 6 月にかけては給与より厚生年金保険の保険料が控除されていた記憶があるが、申立期間においては覚えていない。」と述べている。

申立期間②について、申立人は、有限会社AのB店での雇用契約の際、当初より、「半年間の短期契約であるため社会保険の適用はしない旨の説明を受け、それを了承していた。」と述べている。

また、複数の同僚が、申立期間当時申立人は、アルバイトであった旨の供述をしている。

さらに、当該事業所からの回答書には、申立人は申立期間当時、正社員に比して短時間の勤務であるため厚生年金保険の適用外であった旨の記載がされている上、同事業所が保管する申立人の申立期間当時の給与計算書では1日の勤務時間が5時間30分となっており、一方、申立人が正社員であった時の当該事業所の賃金台帳には、1日の労働時間が8時間と記載されていることから、申立人は正社員の所定勤務時間（8時間）の4分の3に達しておらず、厚生年金保険の被保険者とはなれないことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から平成元年 5 月まで

私は、昭和 58 年 10 月から平成元年 5 月まで、有限会社 A で運転手として勤務したが、社会保険庁（当時）の記録によると、この間の厚生年金保険の加入記録がすべて無いことが分かった。当時の同僚 2 人は厚生年金保険に加入しており、私も加入していたと思うので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立期間のうち一部の期間において、申立人が有限会社 A で勤務していたことは推認できる。

しかし、有限会社 A に照会したところ、同事業所は、当時の資料を保管しておらず、申立てに係る事実について確認することはできないほか、厚生年金保険については、本人の希望で加入していない従業員もいた旨の回答をしている。

また、申立人が記憶していた同僚 2 人、及び申立期間当時に、有限会社 A で勤務していた従業員のうち、連絡先が判明した 17 人に対し照会を行ったところ 7 人から回答があり、申立人のことを記憶している同僚はいたものの、申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実について、確認できる供述を得ることはできなかった上、複数の同僚は、厚生年金保険については、加入していない者もいた旨の供述をしている。

さらに、有限会社 A は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月 1 日からは、B 厚生年金基金に加入しているが、同基金に照会したところ、申立人に係る加入記録は無い旨の回答があった。

加えて、オンライン記録及び有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番もみられないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 7 日から 50 年 9 月 20 日まで  
② 昭和 50 年 12 月 6 日から 52 年 8 月 10 日まで  
③ 昭和 52 年 8 月 18 日から 59 年 11 月 28 日まで  
④ 昭和 59 年 12 月 1 日から平成元年 1 月 25 日まで

私は、申立期間①についてA株式会社（現在は、B株式会社）に、申立期間②についてC株式会社（現在は、D株式会社）に、申立期間③についてE株式会社（現在は、株式会社F）に、申立期間④についてG株式会社（現在は、株式会社F）に、それぞれ勤務していたが、申立期間に受け取っていた給与に比較して標準報酬月額が低いと思われるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てについて、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

従って、調査の結果、申立人の給与支給額が推認できる場合であっても、申立人の給与から控除された厚生年金保険料額が確認できない場合は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づくあっせんの対象とはならない。

申立期間①、②及び③について、申立人と同じ職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申

立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であった事実は確認できない。

申立期間①について、A株式会社の後継事業所であるB株式会社に照会したが、申立期間の賃金台帳等の資料は保管されていないため、申立人の厚生年金保険料の控除額について確認することはできない。

また、申立期間当時、A株式会社において給与計算を担当していた元従業員は、「5、6、7月の給与を社会保険事務所（当時）に届け出て標準報酬月額を決定し、それに基づく厚生年金保険料を控除していたので、申立人についても、標準報酬月額の算定については、歩合給を含む5、6、7月の給与の総支給額合計から決定していたと思う。」と供述している。

一方、申立人の提供した手帳に記載されている営業売上額から試算できる、A株式会社における昭和47年及び48年の5月から7月の給与の平均給与月額は、それぞれの年の8月以降におけるオンライン記録の標準報酬月額よりも少ない額であることから、当該期間の標準報酬月額の記録が給与支給額に見合う標準報酬月額と比較して低かったとする申立人の主張を認めることはできない。

さらに、申立期間当時A株式会社に勤務していた複数の従業員に照会したが、申立人の当該事業所における厚生年金保険料の控除を確認するための資料や供述を得ることはできない。

申立期間②について、C株式会社の後継事業所であるD株式会社に照会したが、申立期間の賃金台帳等の資料は保管されていないため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立期間当時、C株式会社に勤務していた複数の従業員に照会したが、申立人の当該事業所における厚生年金保険料の控除を確認するための資料や供述を得ることはできない。

申立期間③について、昭和58年8月から同年10月までの3か月間については、申立人から提出のあったE株式会社の給与明細書の厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額の記録と、オンライン記録上の標準報酬月額の記録は一致していることが確認できる。

また、申立期間当時、E株式会社に勤務していた複数の従業員に照会したが、申立人の当該事業所における厚生年金保険料の控除を確認するための資料や供述を得ることはできない。

さらに、申立期間当時E株式会社に勤務していた従業員は、「当時、E株式会社では標準報酬月額の算定の対象となる給与部分が低く抑えられており、自身が支払う保険料も安いことから、認容している従業員もいた。」旨を供述していることから、給与支給額から控除された厚生年金保険料が実際の給与支給

額に見合う標準報酬月額から算出された保険料額であったとは認め難い。

申立期間④について、申立期間のうち昭和 63 年については、申立人が提出した 63 年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料額と、オンライン記録上の標準報酬月額に相当する社会保険料額がほとんど一致していることが確認できるため、オンライン記録における標準報酬月額に相当する厚生年金保険料以上の厚生年金保険料が、申立人の給与から控除されていた事実は確認できない。

また、申立人と職種は異なるが、申立期間当時G株式会社に勤務した元従業員が所持していた給与明細書をみると、控除されている厚生年金保険料額は当時のオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料額であることが確認できる。

さらに、G株式会社の後継事業所である株式会社Fに照会したが、申立期間の賃金台帳等の資料は保管されていないため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月ごろから 42 年 4 月ごろまで  
私は、A株式会社に昭和 40 年 10 月ごろから 42 年 4 月ごろまでに勤務し、B株式会社の仕事をしていた。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述から、申立期間のうち一部期間については、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の複数の同僚のうち2人は、申立人と同時期に入社し同様の業務内容で勤務していた従業員が在籍していたと供述しているが、オンライン記録において、当該従業員の厚生年金保険加入記録は確認できない。また、申立人と同様の業務内容で勤務していたと供述している同僚の一人は、「私の厚生年金保険加入記録は、勤務していた期間と比べて極端に短い。」と供述していることから、当時当該事業所においては、必ずしも従業員のすべての勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、当時当該事業所は、社会保険事務手続について、社会保険事務所（当時）から再三にわたって指導がなされたことがうかがわれる上、上記の被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号も連続しており欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

さらに、当該事業所は昭和 45 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所では

なくなっており、当時の事業主に照会したが供述が得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 5 日から同年 9 月 1 日まで

A株式会社(現在は、B株式会社)に、昭和 34 年 5 月 5 日から臨時工として勤務していたが、社会保険事務所(当時)へ照会したところ、申立期間の厚生年金保険が未加入期間となっている。入社当時の労働契約書を所持しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA株式会社と申立人が締結した労働契約書、株式会社Cに保管されている労働関係資料、雇用保険の加入記録、及び複数の元同僚の供述から、申立人は申立期間において、臨時工として当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 34 年 9 月 1 日に当該事業所における被保険者資格を取得している元同僚に照会したところ、回答のあった 13 人全員が臨時工の期間があったと回答しており、うち 12 人については、元同僚の記憶する入社日と厚生年金保険の被保険者資格を取得した日との間に未加入期間が確認できる。また、このうち複数の元同僚は「臨時工の期間は、給与から厚生年金保険料を引かれていなかった。」と回答していることから、当時当該事業所においては、臨時工として勤務している従業員については必ずしも入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、株式会社Cは「旧A株式会社に係る厚生年金保険の資格取得届は、昭

和 36 年以降が保管されており、それ以前分については保管されていない。」と回答していることから、申立人に係る申立期間の厚生年金保険の適用については確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、昭和 34 年 9 月 1 日を資格取得日として申立人に対して記号番号が払い出された旨が記載されており、この記載内容は、上記の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の内容と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 12 月 1 日から 60 年 2 月 1 日まで  
② 平成 2 年 7 月 1 日から 4 年 8 月 1 日まで

私は、A株式会社に昭和 59 年 12 月 1 日から勤務していたが、社会保険庁（当時）の厚生年金保険被保険者の加入記録は 60 年 2 月 1 日からとなっている。また、B株式会社（後に株式会社Cに名称変更）には平成 2 年 7 月 1 日から 4 年 7 月 31 日まで勤務していたが、加入記録が無いので調査の上、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立期間①については、当時当該事業所が振込口座に利用していたD銀行（現在は、E銀行）からの回答書及び当該事業所が合併したF株式会社が保管している当時の賃金台帳により、当該事業所から申立人に対し給与が振り込まれていたことが確認できることから、申立人が申立期間において当該事業所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記賃金台帳の記載によれば、申立人に支給された昭和 60 年 1 月分の給与からは健康保険料及び厚生年金保険料は控除されておらず、厚生年金保険料が控除されたのは申立期間後の同年 2 月分からであることが確認できる。

また、当時当該事業所で社会保険事務を担当していた元従業員に照会したところ、「当時は入社後、試用期間を 2 か月又は 3 か月間設けていたので、試用期間中は厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」と述べているため、当該事業所は入社後ただちに従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いでは



なかったことがうかがえる。

B株式会社に係る申立期間②については、申立人の普通預金通帳の明細により、平成2年7月25日付けで当該事業所からの振込が確認できることから、申立人が当該事業所に申立期間の一部期間について勤務していたことは認められる。

しかし、B株式会社が名称変更した株式会社Cに照会したところ、「B株式会社は長い間休眠会社となっており、当時の資料が無いため申立人に係る状況については不明。」と回答しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は、国民年金に係る保険料の免除申請を平成2年4月から3年12月まで行っている上、4年1月から21年4月までは国民年金の第3号被保険者（夫の被扶養者）となっていることから、申立期間において同時に厚生年金保険に加入していたとする申立人の主張については合理性に欠ける。

さらに、両申立期間において当該両事業所に勤務していた複数の元従業員に照会したが、両申立期間における申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認するための関係資料等及び供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 1471

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月 21 日から 5 年 1 月 21 日まで  
申立期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が 12 万 6,000 円とされているが、当時 20 万円以上の給与を受けていたので、記録を正しく訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに勤務していた当時の報酬月額は 20 万円以上であったと主張しており、申立人の雇用保険受給資格者証に記載された離職時賃金日額が 9,999 円であることから、申立人の離職日（平成 5 年 1 月 20 日）前の 6 か月間の平均賃金月額が 30 万円程度であったことが推認できるが、オンライン記録における標準報酬月額は 12 万 6,000 円とされている。

しかし、当該事業所に照会したところ、申立期間に係る報酬月額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の関係資料を保管しておらず、申立人の申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料よりも高額な保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人と同時期に当該事業所で同様の業務を担当していた元同僚の一人が所持していた平成 3 年の給与明細書を見ると、給与支払額は 45 万円から 50 万円程度となっているものの、給与から控除されている厚生年金保険料は標準報酬月額を 28 万円として計算された額となっており、同人のオンライン記録の標準報酬月額（28 万円）と一致していることが確認できることから、申立人の場合についても、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料

が控除されていたことが推認できる。

さらに、申立期間において在籍していた複数の元同僚に照会を行ったが、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていたことを確認できる回答を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、給与明細書等の具体的な資料を所持していないことから、実際の給与支給額及び保険料控除額については確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 20 日から同年 7 月 1 日まで  
② 昭和 31 年 9 月 1 日から同年 11 月 5 日まで

昭和 31 年 3 月 20 日に A 有限会社に入社し、同年 8 月 31 日まで勤務していたが、申立期間①について厚生年金保険の未加入期間となっている。また、同年 9 月 1 日に B 株式会社 C 部（現在は、D 株式会社）に入社し、同年 12 月 5 日まで勤務していたが、申立期間②について未加入期間となっている。いずれの事業所においても確かに勤務していたので、申立期間①及び②について被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 有限会社が保管する労働者名簿及び元同僚の回答から、申立人が申立期間のうち、昭和 31 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで A 有限会社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 有限会社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（確認並決定通知書）では、申立人の被保険者資格取得日は昭和 31 年 7 月 1 日と記載されており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人に係る記録と一致していることから、事業主がオンライン記録どおりに届出をしていたことが認められる。

また、A 有限会社の元同僚の一人は、中学を卒業して昭和 28 年 3 月の終わりごろに同社に入社したが、入社後 3 か月ぐらいの試用期間があり、厚生年金保険の被保険者資格は同年 7 月 1 日に取得している旨回答していることから、同社においては入社後 3 か月間程度の試用期間があり、試用期間中は社員を厚

生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

さらに、当時の元同僚に照会しても、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認するための資料及び供述を得ることができない。

申立期間②について、申立人と同時期にB株式会社C部において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の元同僚は、申立人と同じくE公共職業安定所の紹介で昭和31年9月に当該事業所に入社した旨供述していることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の退職者に係る厚生年金保険の担当部署である株式会社Dの担当者は、「同社では、臨時雇用社員を多数雇い入れていることから、申立人についても臨時雇用社員として入社したものと思われる。また、申立期間当時、当該臨時雇用社員については、入社後2か月ほど様子を見てから厚生年金保険に加入させていたと聞いている。」旨を供述しているほか、上記の元同僚は、いずれも数か月間の試用期間終了後、厚生年金保険に加入した旨を供述していることから、申立期間当時、当該事業所においては、すべての従業員について、入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、上記株式会社Dに照会したが、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管しておらず、厚生年金保険の適用について確認することはできない。

さらに、当時の元同僚に照会したが、申立期間②に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認するための資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 1473 (事案 806 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 16 日から 43 年 12 月 21 日まで  
私は脱退手当金をもらったことになっているが、当時、事務をしていた人に聞くと、本人に書類を書かせていたので見せてもらうよう言われた。そのような書類を書いた記憶が無いので、再度、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) 社会保険庁(当時)が管理する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金が支給されていることを意味する「脱 A」の表示が有ること、ii) 脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年2月28日に支給決定されていること、iii) 社会保険業務センター(当時)が保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答した年月日である「回答済 44. 2. 3」が記録されていること、iv) 昭和36年4月以降に脱退手当金の受給資格がある51人の支給記録を確認したところ、41人が受給しており、その41人の支給記録をみると、39人が資格喪失日から約1か月から6か月後に支給決定されていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の、元勤務先の労務担当者から脱退手当金の受領について再調査してもらうよう助言を受けたとする再申立てを受けて、当該労務担当者に照

会したところ、「一般的には、会社が脱退手当金について説明し、支給を希望する場合には手続を代行していたと思うが、申立人について個別具体的には分からない。」としており、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる供述は得られず、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 9 月 1 日から 36 年 9 月 1 日まで

申立期間①について、私の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 33 年 9 月 1 日とされているが、31 年 4 月 1 日から勤務していたので加入記録を訂正してほしい。

申立期間②について、脱退手当金を支給済みとされているが、脱退手当金を受領した覚えが無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した辞令及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、期間は特定できないが、A学院に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A学院が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、昭和 33 年 9 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において最初に資格を取得した者の資格取得日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日であることが確認できる。

また、申立期間①において当該事業所に在籍していたとする複数の同僚は、「A学院が厚生年金保険に加入したのは、昭和 33 年 9 月からである。」「昭和 33 年 9 月より前は、保険料は控除されていなかった。」と供述している。



さらに、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 51 年 4 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の存否も不明であるため、申立期間①における申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間②について、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、「受付 37. 4. 11 B 社会保険出張所」、「小切手 37. 7. 19 交付済」の押印が有ることから、国庫金送金通知書により、脱退手当金が支給されたものと考えられる。

また、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月1日から22年2月1日まで  
② 昭和22年2月1日から29年9月28日まで

私は、A株式会社に昭和21年10月から勤務していた。

また、同社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を請求し受領した覚えが無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社の同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、いつから勤務したかは分からない。私も昭和21年に入社したが、初めは厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、同人の厚生年金保険被保険者資格取得日は申立人と同日の昭和22年2月1日であることから、申立期間当時、当該事業所は必ずしも新入社員を採用時から厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所からは、申立期間当時の記録が残っていないため回答が得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和22年2月1日とされており、その直前に資格を取得している者の資格取得日は21年3月1日であり、その間に新規加入者は確認できない上、健康保険の整理番号は連続していることから、申立人の記録が欠落し

たものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和29年12月14日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間②に係る脱退手当金が支給されたことを示す「脱手 11,947円 29.12.14」等と記載されており、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額、支給年月日はオンライン記録と一致するなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人の脱退手当金は昭和29年12月14日に支給決定されており、当時は20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで  
私は、60 歳ごろ社会保険事務所（当時）へ行った際、A 株式会社を退職後に脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。  
私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、「現金 37. 11. 6 支払済」の押印が有るとともに、申立人が受領した旨の署名及び捺印が確認できる。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退手当金」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。